

令和4年2月22日招集

茂原市議会定例会会議録（第5号）

議事日程（第5号）

令和4年3月17日（木）午後1時00分開議

第1 議案の総括審議

茂原市議会定例会会議録（第 5 号）

令和 4 年 3 月 17 日（木）午後 1 時 00 分 開議

○議長（中山和夫君） ただいまから本日の会議を開きます。

現在の出席議員は 22 名であります。したがって、定足数に達し会議は成立しました。

————— ☆ ————— ☆ —————

議 長 の 報 告

○議長（中山和夫君） ここで報告します。

本日、教育委員会から議案等説明員の欠席の報告がありましたので、お手元に配付しました。

次に、3 月 4 日の本会議で設置されました予算審査特別委員会は、同日、本会議終了後、委員会を開会し、正副委員長の互選を行った結果、委員長に向後研二君、副委員長に岡沢与志隆君をそれぞれ選出しました。

次に、今定例会において審査を付託しました案件について、各委員会から審査結果の報告がありましたので、一覧表にしてお手元に配付しました。

以上で報告を終わります。

————— ☆ ————— ☆ —————

議 事 日 程

○議長（中山和夫君） 本日の議事日程は、お手元に配付してありますので、それにより御了承願います。

————— ☆ ————— ☆ —————

議案の総括審議

○議長（中山和夫君） それでは、これより議事日程に基づき、議事に入ります。

議事日程第 1 「議案の総括審議」を議題とします。

まず、今定例会において審査を付託しました案件について、各委員長から審査の経過並びに結果について報告を求めます。

最初に、予算審査特別委員会委員長 向後研二君から報告を求めます。

（予算審査特別委員会委員長 向後研二君登壇）

○予算審査特別委員会委員長（向後研二君） 予算審査特別委員会の報告を申し上げます。

本委員会は、去る 3 月 4 日の本会議において付託されました議案第 5 号「令和 4 年度茂原市一般会計予算」について、3 月 8 日及び 9 日の両日、委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

たので、その審査経過並びに結果について御報告申し上げます。

令和4年度における本市の財政見通しは、歳入においては個人市民税・法人市民税の増が見込まれるものの、徴収猶予の特例分に係る固定資産税滞納繰越の減等により、厳しい状況が続いている。歳出においては、増加傾向にある義務的経費の扶助費や、老朽化が進む公共施設、道路橋梁等の対策に取り組む必要がある。

今後は、新型コロナウイルス感染症への対応や近年頻発化する災害への備えに加え、公共施設の統廃合及び長寿命化等の将来を見据えた財政需要が見込まれ、引き続き厳しい状況であるとのことであります。

令和4年度の予算編成にあたっては、第1次3か年実施計画との整合性を図ることを基本としながら、最少の経費で最大の効果を挙げるという財政運営の基本理念に基づき、限られた財源を効率的に配分するよう事業の選択と集中に努め、特に子育て支援や内水対策をはじめとする市民の安全、安心につながる事業について、重点的に予算の配分を行ったとしております。

その結果、令和4年度茂原市一般会計予算は、歳入歳出の総額を309億3300万円とし、対前年度比9500万円、0.3%の減となっております。

事業経費の精査・適正化、債務残高の適切な管理、各種指標の改善等これまで以上に健全な財政運営が求められる中、本委員会では、令和4年度予算案が市民からの多種多様な要望に的確に対応しているか、また、財源の確保、健全財政の堅持に努めているか等、細部にわたり慎重に審査を行った次第であります。

まず、市長に対する総括質疑では、「『茂原市人口ビジョン』に関するアンケートで、本市を離れたいとする人の約6割が、公共交通機関の不便さを理由としていることについての見解は」との質疑に対し、「公共交通の維持・確保は、本市の重要な課題と認識しており、バス事業者への補助金交付、市民バス、デマンド交通の運行等を実施している。また、圏央道の開通、アクアライン料金800円の維持等の良い面がある一方で、私鉄がないこと、公共交通機関の規制等の課題がある」との答弁がありました。

次に、「本市のスポーツ関連事業に対する予算配分及びスポーツ振興を図ることにより得られる効果は」との質疑に対し、「スポーツには、競技に加え健康維持・増進を目的としたレクリエーションの側面があり、本市では、『市民ひとり1スポーツ』という基本理念を掲げ多くの市民が生涯にわたりスポーツに親しめるよう各種事業を実施している。令和4年度予算では市民体育館メインアリーナの空調設備設置に予算配分し、スポーツ環境の整備に努める。また、茂原市スポーツ大使に就任している方々をはじめ、本市出身のスポーツ選手の活躍を期待して

いる」との答弁がありました。

次に、「移住や少子化対策につながると思われる市内外にアピールできる本市の魅力は」との質疑に対し、「都心まで約1時間という立地、豊かな自然環境、年間を通じ温暖で過ごしやすい環境に加え、スーパー、ホームセンター等の商業施設も充実していること、また、天然ガスが長期的に安定して供給できること等の生活のしやすさも魅力のひとつである」との答弁がありました。

次に、「子育て支援を進めるために特に力を入れる施策は」との質疑に対し、「令和4年度における子育て支援事業は、公立保育所の一時預かり事業の拡充、学童クラブ利用料の平準化に重点を置き予算編成した。また、民設の東茂原学童クラブが施設の老朽化により本年度末をもって閉所するため、東部小学校敷地内に新たな学童クラブの整備を図る」との答弁がありました。

次に、「令和4年度の地方創生臨時交付金の活用で予算計上した主な事業内容は」との質疑に対し、「避難所としての機能向上のための市民体育館メインアリーナ空調整備事業、新型コロナウイルス感染拡大により雇い止め等をされた方の雇用機会創出事業、障害者就労機会の創出事業等について予算計上した」との答弁がありました。

次に、「農業・工業・商業をトータルで見て茂原市の産業をどう考えるか」との質疑に対し、「農業では、県外への新たな販路の拡大、移住者の新規就農支援、観光農業のPR、農産物加工の企業誘致等の農業振興に取り組み、商工業では、若い世代が働きたくなる特色のある企業の誘致に関するニーズ把握や必要な支援について検討し、また、中心市街地活性化、市内中小企業の経営支援、起業・創業支援、戦略的な企業誘致、地域全体の産業競争力を高めることに取り組む」との答弁がありました。

次に、「第1次3か年実施計画の令和4年度のローリングは、いつどのように行い、その結果、実施計画への充当一般財源はいくらとなったか」との質疑に対し、「第1次3か年実施計画のローリングは、昨年8月以降に各所管からの要求内容の査定を行い当初予算案との整合を図った結果、令和4年度分の3か年実施計画充当一般財源は15億4534万5000円とし、当初計画と比較し770万5000円のマイナスとなった」との答弁がありました。

次に、「水害対策として、一宮川の拡幅、嵩上げ、第二調節池増設、排水ポンプ整備等が実施される一方で、進行している地盤沈下を止める対策は」との質疑に対し、「県に対し、阿久川、豊田川を含む一宮川水系の約1メートルの堤防嵩上げを要望し、国や事業者に対し、地盤沈下対策の要望をしている。できれば都市河川にしたいと考えている」との答弁がありました。

次に、「3月補正予算で5億8000万円を積み立てる理由と財政調整基金を取り崩す判断基準は」との質疑に対し、「国の経済対策等により地方消費税交付金等の増収が見込まれることから、それらを財源に、3月補正で積み立てた。また、令和4年度は市税等の歳入の増加が見込めないため8億5000万円を取り崩し、不足する財源の補てんをした。取り崩す判断基準としては、水害や税収が落ち込んだ場合等の緊急時に取り崩す」との答弁がありました。

次に、「毎年度恒常的に当初予算で財政調整基金を約8億円取り崩しているが、財政調整基金に頼る財政運営についての見解は」との質疑に対し、「少子高齢化に伴う扶助費の増加、ごみ事業、長生病院B棟建て替え等による負担金の増加等の様々な課題に対応する一方、新型コロナウイルス感染症の影響等により市税等の歳入の増加が見込めないため、財政調整基金に頼らざるを得ない厳しい財政運営が続いている」との答弁がありました。

このほか、細目ごとの審査過程においても多くの質疑、要望がなされたところでありますが、結果といたしまして、議案第5号「令和4年度茂原市一般会計予算」は、委員長を除く出席委員10名のうち賛成する者9名、反対する者1名で、賛成者多数により可決することと決定した次第であります。

以下、賛成者の附帯意見を要約して申し上げます。

限られた予算で職員一人一人が与えられたポジションで100%のパフォーマンスを発揮し、令和4年度の茂原市を盛り上げていただきたい。

新型コロナウイルス収束後の新しい時代に対応しながら一つでも多くの市民要望をかなえ、市民サービスを向上させ、子どもたちに希望を与え、安心して住むことができる茂原市をつくらせていただきたい。

企業誘致、移住促進をより一層推進し、安定した財政運営を図るとともに、予算審査で出された要望を踏まえ、市民が安心して暮らせる明るい未来が見える茂原市となるよう予算執行に努められたい。

財政調整基金を取り崩す厳しい予算編成ではあるが、市民ニーズの的確な把握に努め、市民の声を市政に反映されたい。

将来の若者への投資的な予算編成に取り組むとともに、農業政策のうち特に園芸についての予算編成を工夫されたい。

コロナ禍で厳しい行政運営を強いられる中、少しでも市民の負託に応えられるよう努めるとともに、国・県の補助金等を活用し市政運営に取り組まれたい。

次に、反対者の意見を要約して申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響による厳しい状況下、令和４年度は、令和３年度に引き続き内水対策関連事業による災害対応、市民体育館メインアリーナの空調設置、学童クラブの整備拡充、公立保育所での一時預かり事業の拡充等の市民要望に応えた点は評価できる一方で、子育て支援の柱である子ども医療費助成事業の年齢拡充、公立保育所の会計年度任用職員への処遇改善、市民の交通安全のために必要な歩道整備等には応えられておらず、市民要望に背を向けた予算編成であり、また、住民合意の得られていない学校再編推進事業が計上されている本予算に反対である。

次に、今後の予算執行にあたり留意する事項として、各委員から当局に対し、多くの意見、要望がありましたので、以下、その主なものについて申し上げます。

- １．市内、市庁舎内等でさらに茂原七夕まつりをＰＲし、本市が七夕まつりのまちであることを強くアピールされたい。
- １．スポーツは身体や精神に影響を与え、ふるさとを育む心や人格形成にも寄与するため、引き続きスポーツ振興、環境整備を図られたい。
- １．コロナ禍、水害等により先が見えない状況下だが、市長がリーダーとして元気で明るく皆を引っ張り、市民の不安を払拭し、魅力ある茂原市を全国にアピールされたい。
- １．ゴミゼロ運動が実施されていない状況下において、農地やごみ集積所等への不法投棄対策の強化に取り組まれたい。
- １．母子保健事業における５歳児健診の必要性はますます高まっているため、事業実施について前向きに検討されたい。
- １．市政施行70周年記念事業が成功裏に終了できるよう努められたい。
- １．小中学校から要望のあるトイレの洋式化を計画的に進められたい。
- １．河川整備を進めるとともに、国・県に対し地盤沈下対策についての要望をし、市内の内水対策を図られたい。
- １．市民要望を少しでも実現するために、財政調整基金を有効に活用されたい。
- １．圏央道の３つのインターチェンジの有効活用、市長のトップセールスによる企業誘致等により人口減少に歯止めをかけ、社会増につなげる政策を行い、税収増につなげられたい。
- １．納税が困難な方に対し個々の実情に添った納税相談に努めながら、引き続き公正な市税の徴収を図られたい。
- １．新治小学校と本納小学校の統合までに様々な問題、課題を解決し、保護者や児童の不安をなくし、準備万端で児童を迎えられたい。

1. 学校給食費の公会計化について、前向きに検討されたい。

以上が、本予算審査特別委員会の報告であります。本会議におかれましても慎重審議を賜りますようお願い申し上げ、報告を終わります。

○議長（中山和夫君） 次に、総務委員会委員長 向後研二君から報告を求めます。

（総務委員会委員長 向後研二君登壇）

○総務委員会委員長（向後研二君） 総務委員会の報告を申し上げます。

本委員会は、今定例会において付託されました報告2件、議案4件について、3月4日に411委員会室において関係職員の出席を求め、慎重に審査いたしましたので、その審査の経過並びに結果について報告いたします。

初めに、報告第1号「専決処分の承認を求めることについて」申し上げます。

審査の過程において、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業について、「支給対象者は、12月24日に1回目の5万円を支給した人数と同じか。また、離婚等で支給できなかった方への対応は」との質疑に対し、「申請が不要で12月24日に支給した方だけでなく、申請が必要な方も含めた2回目の分を今回計上している。離婚等で支給できなかった方への対応としては、今後国から手当てされることとなっているが、残額で対応し、2月16日から申請を受け付けている」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、報告第1号については全員異議なく承認することと決定しました。

次に、報告第3号「専決処分の承認を求めることについて」申し上げます。

審査の過程において、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業について、「対象者数と支援金額は」との質疑に対し、「2月末時点において、初回受付分で68件の支給決定をし、再支給分で24件の支給決定をした。支給金額は初回分と再支給分を合わせて1336万円で、1人世帯が月に6万円、2人世帯が8万円、3人以上の世帯が10万円となっている」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、報告第3号については全員異議なく承認することと決定しました。

次に、議案第1号「令和3年度茂原市一般会計補正予算（第12号）」について申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8億3360万5000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ360億688万5000円にしようとするものであります。

審査の過程において、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、歳入について、「地方交付税の6億7800万円余は通常もっと早く交付されるものではないのか」との質疑に対し、「地方交付税の決定の後に、国のコロナ関係の経済対策の影響等によって、国の税収が上がったことにより、地方交付税等が増え、結果的にこの時期となった」との答弁がありました。

これに対し、委員より、「国の影響によって交付が遅くなったことは理解できるが、6億円以上の交付税が来ても、結果的に5億8000万円は積立てに回ることになってしまっている。各種事業に6億円振り分けられたということになることから、今後とも、情報収集に努められたい」との意見や、「新年度の予算要求では、歳出が27億円不足したとのことだったが、一方で今年度末、余った6億円を財政調整基金に積み立てるとするのは違和感を覚える。市民要望に応えるよう配分されたい」との意見がありました。

次に、総務費について、「過誤納還付金の内容は」との質疑に対し、「千葉県が評価している市内の大手法人の家屋の評価額が、法人からの審査申出により一部減額修正されたことにより、固定資産税と都市計画税を返還することとなったものである」との答弁がありました。

次に、公債費について、「借入金利子償還金が減額となる理由は」との質疑に対し、「当初予算では一定の利率を見込んで算定しているが、より低い利率の融資を優先的に活用したり、市中の金利自体も低かったことなどから、安く抑えることができたことによる減額である。具体的な利率については、代表的なもので当初予算では0.6%で見込んでいたところ、実績では0.2%と、利子の負担が少なくなっている」との答弁がありました。

次に、教育費について、「中学校管理補修費の設計委託料の内容は」との質疑に対し、「本納中学校の特別教室4教室に空調設備を整備するための設計委託料である」との答弁がありました。

これに対し、委員より、「本件に限らず、本市は空調設備の設計金額が高いように感じる。委託にあたっては、設計内容や業者選定などについてよく検討されたい」との意見がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第1号については全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第13号「茂原市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

審査の過程において、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「情報公開件数が増加しているとのことだが、件数の推移は」との質疑に対し、「平

成27年度4件、28年度30件、29年度23件、30年度47件、令和元年度97件、令和2年度111件、令和3年度は現時点で106件と増加している」との答弁がありました。

次に、「1人当たりの請求件数は。また事務執行上の課題はあるのか」との質疑に対し、「お一人1、2件の請求が多いが、今年度においても1人で62件出されている方がいるなど、最近の傾向として大量に請求される方が増えてきている。事務については、1件あたり調査等で3時間程度を要するため件数の増加により事務の負担が増えることになる。現時点では手数料がかからないことから、過大な資料の請求を求めている方が、手数料を徴することにより、必要性の高い資料の請求となることが見込まれる」との答弁がありました。

次に、「手数料の額は300円とのことだが、他市町村の状況は」との質疑に対し、「県内17市町で導入しており、国や本市と同じ300円に設定している自治体や、少し抑えて200円としている自治体などもある」との答弁がありました。

また、委員より、「近年請求件数が増加して職員の負担が増えていることは理解できるものの、手数料を徴することで市民の知る権利を阻害するような本案には反対である」との意見がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第13号については賛成者多数により可決することと決定しました。

次に、議案第14号「茂原市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

審査の過程において、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う改正とのことだが、具体的な内容は」との質疑に対し、「今回の法律改正では、各省や独立行政法人等のそれぞれの個人情報保護の法律が、新たな個人情報保護法に移行することで一本化された。これに伴い、本市の個人情報の保護条例において文言を引用していた法律が廃止されたため改正するものである。本市と同様に文言を引用している自治体においては、今回改正することになる」との答弁がありました。

また、委員より、「議案第13号と同様に、市民の知る権利を阻害することとなる本案には反対である」との意見がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第14号については賛成者多数により可決することと決定しました。

次に、議案第15号「茂原市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

本案は、国家公務員の育児休業等に関する法律の改正により、国の非常勤職員において、育児休業の取得要件の緩和等が行われることから、国に準じた改正をしようとするもので、採決の結果、議案第15号については全員異議なく可決することと決定しました。

以上が、本委員会に付託されました案件の審査経過並びに結果であります。本会議におかれましても慎重審議賜りますようお願い申し上げ、報告を終わります。

○議長（中山和夫君） 次に、教育福祉委員会委員長 鈴木敏文君から報告を求めます。

（教育福祉委員会委員長 鈴木敏文君登壇）

○教育福祉委員会委員長（鈴木敏文君） 教育福祉委員会の報告を申し上げます。

本委員会は、今定例会において付託されました議案10件について、3月4日に関係職員の出席を求め、慎重に審査いたしましたので、その審査経過並びに結果について報告いたします。

初めに、議案第2号「令和3年度茂原市特別会計国民健康保険事業費補正予算（第1号）」について申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ226万5000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ101億853万円にしようとするものであります。

審査の過程において、「長生郡市広域市町村圏組合病院事業負担金の増額理由は」との質疑に対し、「長生病院における医師・看護師の確保、夜間等の救急体制の配備に要する費用等の補助として、県より特別調整交付金等の交付があり、茂原市が長生郡7市町村を代表して受け取ったことによるものである」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第2号については全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第4号「令和3年度茂原市特別会計介護保険事業費補正予算（第2号）」について申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ188万1000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ81億8261万6000円にしようとするものであり、採決の結果、議案第4号については全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第6号「令和4年度茂原市特別会計国民健康保険事業費予算」について申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ100億1552万1000円とするもので、対前年度9074万4000円、0.90%の減とするものであります。

審査の過程において、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「納税コールセンター業務委託料が令和３年度に比べ減額されているが、その理由は」との質疑に対し、「納税コールセンターの業務内容は、令和３年度までは市税のみであったが、令和４年度から介護保険料と後期高齢者医療保険料を追加することとなった。それにより、国保としての案分率が下がったため減額となった」との答弁がありました。

次に、「令和４年度において、財政調整基金繰入金と繰越金の計上方法を大きく変えているようだが、その理由は」との質疑に対し、「令和２年度の決算が出た段階で、13億円以上の繰越金が存在していたため、決算剰余金のうち９億円を国保財政調整基金に積み立てたところである。令和３年度においても、３億円ほど剰余金が出ると見込んでおり、監査からの指摘もあり、より目に見えるような形にするため、今後は多額の剰余金を繰り越さず、国保財政調整基金へ繰り入れていくことにした」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第６号については全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第９号「令和４年度茂原市特別会計介護保険事業費予算」について申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ83億3187万5000円とするもので、対前年度4億4438万4000円、5.6%の増とするものであります。

審査の過程において、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「認定調査費について、令和３年度に比べ大幅に増加しているが、その理由は」との質疑に対し、「令和３年度は、コロナの影響による申請控えにより認定審査の件数が減ったと考えている。令和４年度は、その分申請が増え、認定審査件数も増加するものと見込んでいる」との答弁がありました。

次に、「家族介護教室の概要と今年度の開催状況は」との質疑に対し、「要介護者と在宅で介護している家族に介護の知識や介護方法等を習得してもらうための教室を介護保健施設等に委託して開催している。今年度については、コロナの影響で一般の方が介護保健施設に立ち入ることができなかったため、開催はできなかった。その代わりに介護方法等を掲載したパンフレットを作成し、活用してもらえよう配布に努めた」との答弁がありました。

次に、「令和３年度には、徘徊感知システム委託料が計上されていたと思うが、令和４年度において計上されていない理由は」との質疑に対し、「徘徊感知システムについては、利用者の実績がなかったことから、代替のものとして高齢者見守りシールを配布する事業を開始することとしたため、予算計上しなかった」との答弁がありました。

また委員より、「フレイルサポーターの構成が60歳以上と高齢である。関心のある若者にも

届くように、広報だけではなく幅広い周知に努めていただきたい」との意見や「様々な事情により滞納される方がいるので、納税コールセンターの連絡により相談に来庁された際には、丁寧な対応をお願いしたい」との意見がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第9号については全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第10号「令和4年度茂原市特別会計後期高齢者医療事業費予算」について申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億5720万円とするもので、対前年度7208万8000円、5.2%の増とするものであります。

審査の過程において、「後期高齢者の一定以上の所得がある方の窓口負担が、令和4年10月1日から2割負担になるようだが、この令和4年度予算において見込んでいるのか」との質疑に対し、「後期高齢者医療については、千葉県後期高齢者広域連合が統括しており、千葉県後期高齢者広域連合において、増加分を見込んで予算計上している」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第10号については全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第12号「茂原市いじめ等問題対策連絡協議会等条例の制定について」申し上げます。

審査の過程において、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「未解決の案件は、校内において解決に向けて取り組むのか、または今回のいじめ等問題対策連絡協議会において取り組んでいくのか」との質疑に対し、「いじめの解決は、基本的には校内の組織において取り組んでいくことになるが、校内で調査等の対応が困難な重大事態については、いじめ対策調査会において対応していく」との答弁がありました。

次に、「他自治体で、いじめ等問題対策連絡協議会等を設置しているところはあるのか」との質疑に対し、「多くの自治体において、いじめに関する条例や基本方針を定めているが、県内全ての自治体がいじめ等問題対策連絡協議会等を設置しているわけではない」との答弁がありました。

また委員より、「いじめの問題は根が深く、解決するのはとても困難ではあるが、形だけではなく、中身を充実させ、積極的に取り組んでもらいたい」との意見や「身体的ないじめより、SNS等を活用した心理的ないじめが今後も増えてくるとされる。生徒自らがSOSのサインを出すための教育に力を入れ、教師にはそれに対する必要な研修を受けさせていただき

い」との意見がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第12号については全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第16号「茂原市国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

審査の過程において、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「未就学児に係る被保険者均等割額を5割軽減するとのことだが、本市としてどの程度負担が増える見込みか」との質疑に対し、「令和4年度については、軽減総額396万9000円を国・県と市が負担し合うため、本市としては、その4分の1である99万2250円を見込んでい」との答弁がありました。

次に、「未就学児に係る被保険者均等割額は、現在も3万円なのか。また、その内訳は」との質疑に対し、「現在、1人当たり基礎分として2万円、後期高齢者支援分として1万円の計3万円が年間の均等割額である」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第16号については全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第17号「茂原市立小学校設置条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

審査の過程において、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「新治小学校では、3学年と4学年が複式学級を行っているとのことだが、日常の学習の様子は」との質疑に対し、「体育の授業であれば、1人の担任でも対応できるが、国語等の教科については、1人の担任でそれぞれを教えることになると学習の理解が深まらず、児童の学習に支障が出てしまうため、2人の教員でそれぞれの学年の授業を行い、学習に支障がないよう努めているところである」との答弁がありました。

次に、「少人数であるからこそ、教員の目が行き届き、新治小学校の児童は非常に学習能力が高く、中学校に進学しても非常に成績が良いと耳にするが、そういったことはあるのか」との質疑に対し、「少人数であれば、必ずしも学力が高くなるというわけではない。新治小学校においては、教員の学習支援が行き届くといった良い面もあるが、児童同士の学び合いや競争等によるお互いの高め合いが不足する面もあると考える」との答弁がありました。

また、委員より、「統合の良い面も確かにあると思う。また、保護者の切実な思いも伺っており、統合自体は反対ではない。この統合問題について、全ての住民が納得することはあり得

ないのは承知しているが、時間をかけて地域間のわだかまりを解消しながら進めていくべきである」との意見がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第17号については賛成者多数により可決することと決定しました。

次に、議案第18号「茂原市国民健康保険高額療養費資金及び出産費資金貸付基金条例を廃止する条例の制定について」申し上げます。

審査の過程において、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「高額療養費資金について、貸付金としての基金は廃止するが、貸付事業は継続するものと理解してよいか」との質疑に対し、「月末に高額な医療を受け、その翌月に限度額適用認定証の交付を受けた場合、交付を受けた月の1日からの適用となるため、被保険者の負担を軽減するためにも、高額療養費の貸付事業は継続するものとした」との答弁がありました。

次に、「出産費資金貸付基金を廃止することにより、出産を控える被保険者に影響はないのか」との質疑に対し、「出産育児一時金については、現在医療機関との直接払制度を利用されている方がほとんどであり、現在、出産資金貸付を受ける利用者もいないことから、影響はないものとする」との答弁がありました。

また委員より、「現在、ほとんどの出産費用は、出産育児一時金の42万円を超えるため、子育て世帯には重い負担となっている。子育て世帯の負担を軽減するためにも、新たな子育て支援策を検討されたい」との意見がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第18号については全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第19号「茂原市介護保険高額介護サービス費資金貸付基金条例を廃止する条例の制定について」申し上げます。

審査の過程において、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「今まで実績がないとのことだが、他の自治体の貸付基金の設置状況は」との質疑に対し、「県内54自治体のうち10自治体で条例を定めているが、そのうち9自治体が本市と同様に貸付の実績はないとのことであった」との答弁がありました。

次に、「利用実績がない理由は」との質疑に対し、「高額介護サービス費の支給までに約3か月程度と期間が短いことや、ケアマネジャーが利用者と相談し、支払能力に応じたケアプランを作成するため、貸付を必要としなかったものとする」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第19号については全員異議なく可決することと

決定しました。

以上が、本委員会に付託されました案件の審査経過並びに結果であります。本会議におかれましても慎重審議賜りますようお願い申し上げ、報告を終わります。

○議長（中山和夫君） 次に、建設経済委員会委員長 金坂道人君から報告を求めます。

（建設経済委員会委員長 金坂道人君登壇）

○建設経済委員会委員長（金坂道人君） 建設経済委員会の報告を申し上げます。

本委員会は、今定例会において付託されました報告1件、議案6件について、3月4日に委員会を開催し、慎重に審査いたしましたので、その審査経過並びに結果について報告いたします。

最初に、報告第2号「専決処分の承認を求めることについて」申し上げます。

審査の過程において、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「川中島終末処理場水処理設備工事に係る設計が遅延した理由と、遅延したことにより契約額に変更が生じたのか」との質疑に対し、「水処理設備とこれに伴う受電設備の現地精査に時間を要し、新型コロナウイルスの影響により災害復旧工事について国との協議に時間を要したため遅延した。契約額に変更はない」との答弁がありました。

次に、「施設の耐震化については、多額の費用がかかるが、どのような方向性で進めていくのか」との質疑に対し、「機械棟のみの耐震化工事となるが、令和4年度内で完了できるよう現在進めている」との答弁がありました。

また委員より、「機械棟以外の建物についても耐震化が必要となることから、少しずつでも基金へ積立てをして進めてほしい」との意見がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、報告第2号は全員異議なく承認することと決定しました。

次に、議案第3号「令和3年度茂原市特別会計駐車場事業費補正予算（第1号）」について申し上げます。

本案は、歳入予定において、一般会計繰入金を976万9000円増額し、雑入を976万9000円減額しようとするものであります。

審査の過程において、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「指定管理者納付金が976万9000円減収となっているが、減収額の根拠は」との質疑に対し、「コロナ禍前の令和元年度の利用料金収入の実績額を基本として算出しており、令和元年度と令和3年度では約72%の減収見込みとなる」との答弁がありました。

次に、「利用料金が減収見込みとのことだが、どのように確認をしているのか」との質疑に対し、「車の出入りのデータから確認をしている」との答弁がありました。

次に、「利用料金の減収に伴い、土地借上料について地主と減額交渉はしているのか。また、減額交渉についての条文はあるのか」との質疑に対し、「令和３年１月から令和５年１２月までの３年間は協定により決定しているため減額交渉はしていない。社会情勢の変化やその他やむを得ない事由により土地借上料改定の必要が生じた場合、双方協議により改定することができる旨記載がある」との答弁がありました。

また、委員より、「コロナ禍は災害とも言えるため、地主に対して交渉の申入れを検討されたい」との意見がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第３号は全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第７号「令和４年度茂原市特別会計農業集落排水事業費予算」について申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を６億４１３８万円とするもので、対前年度１３０１万１０００円、２．１％の増とするものであります。

審査の過程において、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「公営企業会計移行業務委託の内容は」との質疑に対し、「条例改正や規則の制定、公営企業会計システムの導入である」との答弁がありました。

次に、「人口減少に伴い、利用料の減少が見込まれるが、下水道事業会計との経営統合や担当課の統合は考えているのか」との質疑に対し、「県内では統合している自治体もあることから、昨年の人事ヒアリングで下水道事業と農業集落排水事業の一本化について、農政課から提案したところである」との答弁がありました。

また委員より、「下水道事業と農業集落排水事業の処理区域面積や人口が比較できる表示物等について検討されたい」との意見がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第７号は全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第８号「令和４年度茂原市特別会計駐車場事業費予算」について申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を４６０３万８０００円とするもので、対前年度１３０１万３０００円、２２％の減とするものであります。

審査の過程において、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「指定管理者を導入しての財政的なメリットは」との質疑に対し、「指定管理者導入後は一般会計繰入金の方が下がるなどのメリットがあった」との答弁がありました。

次に、「施設管理運営事務費の工事請負費については、横断側溝老朽化に伴う補修工事と障害者用駐車区画を設置する工事とのことだが、障害者用駐車区画は何台分確保するのか、またその台数の根拠は」との質疑に対し、「駐車台数については5台である。台数の根拠は建築物特定施設の構造及び配置に関する基準である」との答弁がありました。

また委員より、「横断側溝の工事については、早急に進め危険除去に努めてもらいたい」との意見や「売上げを増やす方策、経費を削減するために土地借上料の交渉に努めてもらいたい」との意見がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第8号は全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第11号「令和4年度茂原市下水道事業会計予算」について申し上げます。

本案は、地方公営企業法等に基づき、下水道使用料や施設の維持管理等営業的な業務に係る収益的収支及び施設の改築工事や管渠の整備、またそれらの財源となる企業債や国庫補助金の収入等資産を形成する業務に係る資本的収支の2本立ての予算とするものであります。

収益的収入13億9058万7000円に対し、収益的支出は13億6752万7000円とし、資本的収入6億5671万2000円に対し、資本的支出は11億9815万9000円とするものであります。

なお、資本的収支について、不足する5億4144万7000円については、損益勘定留保資金等により補てんするものであります。

審査の過程において、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「川中島終末処理場は約50年経過しているが、新処理場の建設について当局の考えは」との質疑に対し、「建て替えには多額の費用がかかることから、国庫補助金の活用や基金の積立てを検討しなければならないと考えている」との答弁がありました。

次に、「人口減少に伴い収入が減少していくことが予想される中、今後は、今ある処理区域内で接続数を増やしていかなければならないと考えているが、集中的に接続を計画している地区は」との質疑に対し、「東部台地区を予定している」との答弁がありました。

また委員より、「今後は、人口減少により収入減が見込まれるため、早急に基金について対応し、ストックマネジメント計画を遂行されたい」との意見がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第11号は全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第20号「市道路線の認定について」申し上げます。

審査の過程において、「開発等による民間からの道路の寄附について、4月から受入基準が変更になると思うが、主な変更点は」との質疑に対し、「寄附受入対象の道路が、公道から公道に接続し、通り抜けができる道路等に変更となる」との答弁がありました。

また委員より、「寄附受入対象外の通り抜けができない道路において、下水道などのインフラ工事をする際、地権者が反対しても確実に実施できるような方策を検討されたい」との意見がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第20号は全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第21号「市道路線の廃止について」申し上げます。

審査の過程において、「廃止となる市道7169号線のクランク部の取扱い」との質疑に対し、「クランク部は東西に延びる市道にも含まれており、認定道路として残る」との答弁があり、採決の結果、議案第21号は全員異議なく可決することと決定しました。

以上が、本委員会に付託されました案件の審査経過並びに結果であります。本会議におかれましても慎重審議賜りますようお願い申し上げ、報告を終わります。

○議長（中山和夫君） 以上で、各委員長の報告を終わります。

ただいまの各委員長報告に対する質疑を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、質疑を終結します。

（「休憩」と呼ぶ者あり）

ここで、しばらく休憩します。

午後2時04分 休憩

————— ☆ ————— ☆ —————

午後2時15分 開議

○議長（中山和夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、討論に入ります。

討論の通告がありますので、これを許します。平ゆき子議員。

（19番 平ゆき子君登壇）

○19番（平ゆき子君） 皆さん、こんにちは。日本共産党の平ゆき子です。反対討論を行います。

反対する案件は、議案第5号「令和4年度茂原市一般会計予算」、議案第6号「令和4年度茂原市特別会計国民健康保険事業費予算」、議案第9号「令和4年度茂原市特別会計介護保険事業費予算」、議案第10号「令和4年度茂原市特別会計後期高齢者医療事業費予算」、議案第13号「茂原市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第14号「茂原市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第17号「茂原市立小学校設置条例の一部を改正する条例の制定について」に反対し、その理由を述べてまいります。

初めに、議案第5号「令和4年度茂原市一般会計予算」について述べます。

令和4年度の一般会計予算の歳入は、前年度から引き続く新型コロナウイルス感染症の影響の回復による個人市民税・法人市民税の増が見込まれるものの、依然厳しい財政状況が続いている中、歳出においては、増加傾向のある義務的経費の扶助費や老朽化が進む公共施設、道路供用等の対策への取組や、収束の見えない新型コロナウイルス感染症への対応、さらに、頻発する災害への備えが必要として、引き続き難しい財政運営が求められる状況下において、令和3年度に続く河川改修や内水対策関連事業など災害対応や、市民体育館メインアリーナへの空調設置、学童クラブの整備拡充、公立保育所での一時預かり事業の拡充など、市民要望に応えた事業の予算化は評価いたします。

一方、子育て支援の柱とも言える子ども医療費助成事業の年齢拡充は依然として応えられず、公立保育所の会計年度任用職員、いわゆる非正規の保育士への処遇改善もなされず、子どもや市民への交通安全に必要な歩道整備も進まず、切実な市民要望に背を向けた予算編成となっています。さらに、住民合意の得られない学校再編推進事業が計上されている本予算には反対するものです。

次に、議案第6号「令和4年度茂原市特別会計国民健康保険事業費予算」について述べます。

ここ数年間、収束の見えない新型コロナ感染症、消費税10%増税、相次ぐ自然災害などが暮らしと働きに深刻な打撃を与え、非正規労働者や年金生活者、中小業者、農民、無職の人など、低所得者と高齢者の多い加入者に多くの苦難をもたらしています。また、所得が大きく落ち込む中、保険税の滞納や、多額の窓口負担が受診をためらわせ、医療にかかることを諦めさせています。

国民健康保険の保険者が、これまでの市町村に千葉県が加わり、県が財政運営の責任を担って4年がたちます。この広域化により、国保税引下げのために市町村が独自に行ってきた一般会計からの法定外繰入は、県国保運営方針で住民の理解を得ながらとしながらも、計画的な解消、削減に努めることが定められ、実施自治体や予算規模が縮小されています。国保税が加入

者の負担能力を超えていることを踏まえ、国は国庫負担を3400億円増やし、2023年度までの特例で激変緩和措置を講じています。

また、2022年度4月から、子どもに関わる均等割保険税の5割を公費負担する軽減策が新設されました。これは、日本共産党や各団体が、子どもへの均等割は子育て支援に逆行する。子どもへの均等割をなくすよう国に要請してきたものです。対象が未就学児と不十分ではあるものの、一歩前進と言えます。

本市の国保税は、法定外繰入を一度も行っていないため、広域化の下では、県の保険税率から見ると、決して高いレベルではないとのこと。この間、引上げを行う自治体が多い中で、市担当の努力もあり、引下げが実施されました。

この点は評価できますが、国保税の負担軽減には不十分です。国保税は法律が保障する社会保障制度であり、国保税の引下げは喫緊の課題と言えます。国・県の支援はもとより、払えない医療費の窓口負担に対する国保法第44条減免、市長が認める第77条減免などの減免の拡充が必要です。さらに、加入者の半数以上の世帯が軽減を受けているということは、いかに負担が重いかを表しており、一般会計からの繰入れで負担を軽減すべきです。

国からの財政投入、市独自の軽減策を強く求めまして、本案件に反対するものです。

次に、議案第9号「令和4年度茂原市特別会計介護保険事業費予算」について述べます。

施行から第8期目を迎えている介護保険制度は、高齢化で需要が増せば、それに連動して保険料が上昇する仕組みです。当然、急激な保険料の高騰を抑えるとして、様々な利用抑制が行われてきました。それは、2014年の改悪で、施設入所者を原則、要介護3以上に限定し、要支援1・2の訪問介護、通所介護を介護保険給付から外し、自治体の総合事業に組み入れました。介護保険料は、市町村ごとに、介護保険事業計画に基づき3年ごとに見直しが行われてきました。スタート時は全国平均2911円でしたが、第7期には5869円とほぼ2倍です。そうした中、本市の介護保険料は、介護給付費準備基金を活用し、引上げ幅を抑えるなどの努力は評価いたします。

また、介護サービスの利用者負担は、2015年に所得に応じて2割負担、2018年には3割負担にと連続の負担増です。さらに、施設やショートステイの利用にあたり、2006年から家賃と食事が自己負担になりました。一方、低所得の施設入所者に対し、食費や居住費の助成が導入されましたが、2015年の改悪で、預貯金額等に要件枠を設定し、受けられない対象を絞り出し、2021年には、さらに預貯金額の要件枠を広げ、補足給付費の対象者を絞り込みました。本市では対象者560人中10人が外され、預貯金を取り崩し入所していると伺っています。補助を受け

るには身ぐるみを剥がされるという非情な状況と言わざるを得ません。

こうした負担増に対し国は、一定の所得がある層に負担を求めるとしています。しかし、介護の保険料や利用料、医療の窓口負担を引き上げれば、要介護度が重い人や病気が重症の人ほど負担が重くなり、利用や受診の抑制を招くことにつながります。こうした内容を含む本案件を認めるわけにはまいりません。

次に、議案第10号「令和4年度茂原市特別会計後期高齢者医療事業費予算」について述べます。

2008年から始まった後期高齢者医療制度は、国民を年齢で区切り、高齢者を別枠の医療保険へ強制的に囲い込んで、負担増と差別医療を押しつけるものです。以来、6回にわたる保険料引上げが繰り返され、高齢者の生活を圧迫してきました。さらに、今年10月から、コロナ禍で高齢者の命と健康と生活をどう守るのが問われるときに、後期高齢者医療制度加入者の約20%、約370万人の窓口負担が一気に2倍の2割負担になるのは、冷酷な自助政策そのものです。コロナ禍で精神的にも経済的にも疲弊して追い込まれる高齢者への負担が受診抑制を招いていることが各種調査で明らかになっていること、2割負担の対象者を国会審議抜きで、政令で拡大できることが大問題になりました。

減らされてきた高齢者医療への国庫負担を抜本的に増額し、差別と負担増のこの制度を廃止して、少なくとも元の老人保健制度に戻すべきです。このような内容の本案件は、認めるわけにはまいりません。

次に、議案第13号「茂原市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について」述べます。

情報公開請求件数の増加に伴い、経費負担が増加していることから、受益者負担を求めるため、情報公開請求等に関し、手数料をこれまでの無料から300円の受益者負担増とする改正案です。情報公開請求件数もここ数年で数件から100件を超え、1件につき約3時間要するとなっていますが、情報公開となれば、しかるべき対応ではと考えます。

一方、情報公開を求める方は、件数と比較すると、平成28年度17名、29年度19名、30年度21名、令和元年度29名、令和2年度33名と、極端な増え方でないことが判明しています。1人で数件の公開を求める方が増えてきていることだと思いますが、これを抑制する法改正であると感じざるを得ません。300円の手数料は国に準じたものとしていますが、手数料の負担は市民の知る権利を阻害するものであることには変わりありません。

以上のことから、本案件に反対するものです。

次に、議案第14号「茂原市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について」述べま

す。

本案件は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、引用している法律が廃止となることから改正するものとことです。デジタル社会の形成では、昨年5月に成立したデジタル関連法があります。首相の下で強い権限と予算を持ったデジタル庁を新設、国や地方自治体のシステムや規定を標準化、共通化して、個人情報を含むデータの利用を強力に進めるものです。

当時の平井デジタル担当大臣は、国や自治体等が保有する有用な情報をオープンデータとして整備、公表したり、デジタル社会における基幹的なデータベースとして多様な主体が参照できるよう整備してまいりますと述べ、法案の狙いが、特定の企業のもうけのために、地方自治体を持つ大切な個人情報を利用することにあることを語っています。当然、本案に対しては、個人情報保護を破り、権力による国民監視を強める法改正であると、マスメディアや各方面の識者からもその危険性が指摘されました。本来、情報通信などデジタル技術の進歩は、人々の幸福や健康に資するものでなくてはなりません。地方自治体においても、地方自治の発展や住民福祉の増進のために、この技術を有効に活用していくことが求められます。

ところが、自公政権が進めようとしているデジタル改革は、国民の命を脅かし、科学技術を権力や財界の利益本意に弄ぶ危険な内容を持つものです。プライバシーを守り、安全性やデータ保護を確実にする規則やルールの設定など、個人情報保護の強化が必須です。

今回の法律改正は、デジタル社会を構築するため関連法律の整備をするもので、具体的には、各省や独立行政法人等のそれぞれの情報保護の法律を新たな個人情報保護に移行することで一本化されたとの説明があり、今述べた内容は直接的ではないにしろ、その危険性は大いに危惧され、反対するものであります。

さらに、議案第13号と同様に、手数料の有料化は、市民の知る権利を阻害するものであることには変わりありません。

以上のことから、本案件に反対するものです。

次に、議案第17号「茂原市立小学校設置条例の一部を改正する条例の制定について」述べます。

本案件は、学校再編第二次実施計画に基づき、新治小学校の複式学級を解消するとして、令和5年4月1日に本納小学校と統合し、新治小学校を廃校とする内容です。この学校統廃合に関わる小規模校のデメリットとして、切磋琢磨がなされない、人間関係が固定化されるなどが挙げられていますが、これは通説、俗説の部類であり、当然のことながら、当局は科学的根拠

に基づくデータなどの事実を示すこともできていません。さらに、小中一貫教育導入の根拠も曖昧で、全国的に小中一貫校が学校統廃合に利用される実態が多数見受けられるのも指摘したいと思います。

世界保健機構WHOでは、学校は小さくなくてはならないと結論づけています。その多くは、100人を上回らない規模で一致しています。それは、人間的な関係に基づいた個性的な教育は、この条件で初めて可能になると言われています。同時に、教育規模も小さくなくてはならないと付け加えています。

教育の困難は大規模校ほど増大します。人間らしい優しさ、地域の温かい支援によって、子どもは大切にされなければなりません。それは、小さな学校ほど恵まれています。小さなクラス、小さな学校では、いじめが起これにくく、起こってもすぐ気づき、すぐみんなで適切に対応できます。文部科学省のデータもそれを傍証しています。小さいからこそ輝く学校が存在しています。さらに議論を深める必要があります。

また、新治小と本納小の統合では、確約書の存在も大きな問題であります。議会の承認が必要な条例改正に対し、議会を無視して確約するなど、議会軽視も甚だしく、こうした失態に対し、依然見直しもないまま、統合を平然と推し進め、いまだに住民合意が得られず、地域を二分するような拙速な統合は断じて認めるわけにはまいりません。

以上、述べまして、私の反対討論といたします。

○議長（中山和夫君） 次に、河野英美議員の討論を許します。河野英美議員。

（3番 河野英美君登壇）

○3番（河野英美君） 志友会の河野英美です。議案第17号「茂原市立小学校設置条例の一部を改正する条例の制定について」、討論をいたします。

初めに、4日の議案質疑でも申し上げましたが、私は、この条例改正を今定例会ではなく、国へ提出されました確約書どおり、令和4年12月定例会で可決していただきたいという思いで討論をさせていただきます。

このたび策定されました茂原市学校再編第二次実施計画の中で、本納小と新治小の統合についての検討事項として、両校の特色ある教育を生かした教育活動の実施、校舎周辺の道路整備等の安全対策の検討、教育環境の充実と不足となる駐車場等の確保、統合に関する準備委員会の設置、協議などと書かれております。

それらについて、まず、本納小が移転する前から、小中一貫校についてのビジョンを教えてほしいと保護者から声が幾度も出ておりました。本納小、本納中の保護者の皆様の今年になっ

てからの御意見としても、特色ある教育を目指すとはどういうものか。今は一貫校になる前と変わっていない。そろそろ具体的に決めて公表してほしい。また、部活やグラウンドについても、子どもたちが伸び伸びできていない。部活をもっとやりたい。時間と場所が少ない。合同だと良いこともあるが、それより窮屈なのは目に見えている。やってみて、狭いとか問題が起きてからではなく、今です。旧本納小のグラウンドは、水はけが良かった。運動会の前に中学生と先生がスポンジで水を吸ってくれて、運動会ができた。グラウンドの水はけの改善を。そして、新治、豊岡の意見交換会の情報、統合についての情報を積極的に教えてほしい。統合後のメリット、デメリット、問題点と解決策をきちんと情報発信してほしい。ホームページを見てと言われるが、何人が見ているのか。情報が足りないとずっと感じている。通学路は中学生だけのときから危険。雨天時の渋滞、駐車場の確保、御厚意で借りている橘神社の駐車場も大きな水溜まりが幾つもあり、乗り降りしづらい。しかも、出入りは1台ずつですというようなことが出ております。

これは、条例の改正をする以前の問題として、現在ある課題の数々でございます。統合や条例の改正を先行するより、やるべきことがあるんです。本納小中の保護者も新治の保護者も、それぞれに心配や不安を持っていらっしゃいます。新治が統合する際には、これらの課題をできるだけ解決して迎えていただきたい。

議案質疑でも申し上げましたが、学校の再編には保護者、地域、行政の信頼関係が絶対的に不可欠ですが、残念ながら、本納小の移転、新治小の統合において、その信頼関係の構築が成功したとは言い難いと思います。地域や保護者、家庭内を二分し、わだかまりを残す結果となりました。

ある御家庭で、このようなことがありました。お母さんが移転に反対の御意見を持っていらっしゃる御家庭で、お子さんは低学年ですが、周りで何が起きているのかは感じています。そのお母さんは表立って意見を言ったりはしていらっしゃいませんでしたが、様子を見ているうちに、お子さんはいろいろなことが不安になったのかと思います。ある日、泣きながら、「お母さん、もうやめて。学校が狭くても、今より嫌なことがあっても我慢するから、いい子になって、学校が楽しくなるように頑張るから。私が楽しければ、お母さんはそれでいいでしょう」と。その姿を見て、「自分は子どものためにと思っていたのに、子どもにつらい思いをさせてしまっていた。何でこんな思いをしなければならないのか。それでも、この移転には納得できない」とおっしゃっていました。このほかにも、様々なことが地域や家庭内で起こっているんです。

ある教育学者の最近の著書に、各地で教育行政の宣伝に不安をあおられて、保護者は率先して統廃合を進める主体となってしまう。あるいは、教育的効果が高いと宣伝される小中一貫校の開設を要求してしまうケースがある。学校統廃合などの問題から、教育の部分が一般行政にすり替えられ、住民に見えにくくされている傾向が進んでいるとあります。これはまさに本納地区で起こったことではないでしょうか。そしてこの問題は、新治に続く豊岡小の統合、また本納地区のことだけではなく、これから行われる南中と早野中、茂原市の言う、いわゆる適正規模を満たしていない西小、五郷小、鶴枝小、二宮小。二宮小は令和3年4月に統合いたしましたが、適正規模は満たしておりません。茂原市の多くの地区の小学校の再編に直接関わることです。

これは、学校問題というだけではなく、茂原市全体の問題として、行政の市民に対する姿勢が問われている事柄だと思います。私は、信頼関係を第一に、住民の皆様は、私たちが生み出した学校として、思い入れと誇りを持てる再編を進めていただきたいんです。そのようなことから、新治の住民の方々との間に禍根を残さないためにも、これからの茂原市のためにも、国への約束どおり、令和4年12月議会での条例改正をしていただきたく、今定例会での条例改正に反対の意見を述べさせていただきました。

以上で討論を終わります。ありがとうございました。

○議長（中山和夫君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、討論を終結します。

これより採決に入ります。

まず、報告については一括採決します。

報告第1号から第3号までについては、委員長報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。

したがって、報告第1号から第3号までは承認することと決定しました。

次に、議案について採決します。

まず、議案第5号「令和4年度茂原市一般会計予算」については、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数と認めます。

したがいまして、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号「令和4年度茂原市特別会計国民健康保険事業費予算」については、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 多 数)

起立多数と認めます。

したがいまして、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号「令和4年度茂原市特別会計介護保険事業費予算」については、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 多 数)

起立多数と認めます。

したがいまして、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号「令和4年度茂原市特別会計後期高齢者医療事業費予算」については、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 多 数)

起立多数と認めます。

したがいまして、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号「茂原市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について」は、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 多 数)

起立多数と認めます。

したがいまして、議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号「茂原市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について」は、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 多 数)

起立多数と認めます。

したがいまして、議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号「茂原市立小学校設置条例の一部を改正する条例の制定について」は、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 多 数)

起立多数と認めます。

したがいまして、議案第17号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号「副市長の選任につき同意を求めることについて」は、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 多 数)

起立多数と認めます。

したがいまして、議案第22号は同意されました。

次に、他の議案については一括採決します。

議案第1号から第4号、第7号から第8号、第11号から第12号、第15号から第16号、第18号から第21号については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

したがいまして、議案第1号から第4号、第7号から第8号、第11号から第12号、第15号から第16号、第18号から第21号については、いずれも原案のとおり可決されました。

以上で、今定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

お諮りします。

会議録の調製にあたり、字句、数字、その他整理を要するものについては、議長に一任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

したがいまして、そのように決定しました。

————— ☆ ————— ☆ —————

○本日の会議要綱

1. 議案の総括審議

○出席議員

議長 中山和夫君

副議長 田畑毅君

1番	御園敏之君	2番	工藤孝弘君
3番	河野英美君	4番	横堀喜一郎君
5番	河野健市君	6番	高山佳久君
7番	西ヶ谷正士君	8番	石毛隆夫君
9番	岡沢与志隆君	10番	向後研二君
11番	杉浦康一君	12番	小久保ともこ君
14番	山田広宣君	15番	金坂道人君
17番	細谷菜穂子君	18番	鈴木敏文君
19番	平ゆき子君	20番	ますだよしお君
21番	三橋弘明君	22番	常泉健一君

☆

☆

○欠席議員

なし

☆

☆

○出席説明員

市 長	田 中 豊 彦 君	副 市 長	豊 田 正 斗 君
教 育 長	内 田 達 也 君	理 事	山 田 隆 二 君
総 務 部 長	鈴 木 祐 一 君	企 画 財 政 部 長	麻 生 新太郎 君
市 民 部 長	田 中 正 人 君	福 祉 部 長	斎 藤 洋 士 君
経 済 環 境 部 長	飯 尾 克 彦 君	都 市 建 設 部 長	渡 辺 修 一 君
教 育 部 長	中 村 一 之 君	総 務 部 次 長 (総務課長事務取扱)	渡 邊 正 統 君
企 画 財 政 部 次 長 (企画政策課長事務取扱)	木 島 成 浩 君	市 民 部 次 長 (生活課長事務取扱)	宮 本 弘 美 君
福 祉 部 次 長 (社会福祉課長事務取扱)	平 井 仁 君	経 済 環 境 部 次 長 (商工観光課長事務取扱)	山 本 茂 樹 君
都 市 建 設 部 次 長 (土木建設課長事務取扱)	白 井 高 君	都 市 建 設 部 次 長 (建築課長事務取扱)	高 橋 啓 一 君
職 員 課 長	田 中 秀 一 君	財 政 課 長	中 田 喜一郎 君

☆

☆

○出席事務局職員

事 務 局 長	関 屋 典
局 長 補 佐	鶴 岡 隆 之
議 事 係 長	金 坂 賢

○議長（中山和夫君） 長期間にわたる御審議、誠に御苦労さまでした。

これをもちまして、令和４年茂原市議会３月定例会を閉会します。

午後２時54分 閉会

————— ☆ ————— ☆ —————

地方自治法第123条第２項の規定により署名する。

令和４年４月１９日

茂原市議会議長 中 山 和 夫

茂原市議会副議長 田 畑 毅

茂原市議会議員 山 田 広 宣

茂原市議会議員 金 坂 道 人